

第1回

朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会議事録

令和3年1月15日

福祉部福祉相談課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会	
開 催 日 時	令和3年1月15日（金） 午後2時00分から 午後2時43分まで	
開 催 場 所	市役所別館5階 502会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

第1回

朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会

令和3年1月15日(金)
午後2時00分から
午後2時43分まで
市役所別館5階502会議室

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 議 題
 - (1) 委員長の選出について
 - (2) 審査委員会の役割について
 - (3) その他
- 4 閉 会

出席委員(4人)

委 員 長	濱 野 公 成
委 員	岡 本 卓 大
委 員	青 木 まゆみ
委 員	三 田 光 明

欠席委員(1人)

委 員	小 松 弥生子
-----	---------

事 務 局	福祉部参事兼福祉相談課長	佐 藤 元 樹
事 務 局	福祉相談課地域福祉係長	佐 藤 卓
事 務 局	福祉相談課地域福祉係主事	中 村 太 地

会議資料

- ・朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会 次第
- ・朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会委員名簿
- ・資料1 令和元年7月19日付け内閣府政策統括官通知による「改正災害弔慰金法の施行について」
- ・資料2 朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・資料3 災害弔慰金・災害障害見舞金の概要等

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・佐藤係長

定刻となりましたので、ただいまから、第1回朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会を開会させていただきます。私は福祉相談課地域福祉係の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には大変お忙しい中、本審査委員会の委員をお引き受けいただき、また、本日第1回目の会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本来であれば、市長から委員の皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、本日は時間の関係で机上に配付させていただいておりますので、御了承賜りたいと存じます。

さて、本審査委員会は、後ほど説明させていただきますが、委員5人で組織しております。本日は、事前に小松委員から会議欠席の御連絡をいただいておりますので、本日は過半数の4人の委員の皆様にご出席いただいておりますので、朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例第21条第2項の規定により、この会議が成立しますことをまず御報告いたします。

また、同条第1項の規定によりまして、委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となると規定されておりますが、本日は本審査委員会設置後初めての会議でございますので、委員長が選出されるまでの間、佐藤福祉部参事兼福祉相談課長を仮議長として、議事を進行してよろしいでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

ありがとうございます。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

では、着座で失礼させていただきます。福祉相談課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長が決まるまでの間、仮議長として議事の進行をさせていただきます。

初めに、本会議は、市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針により、原則公開としてございます。本日の議題は、皆様にお配りした次第のとおり、委員長の選出と本審査委員会の役割についてございまして、個別の案件を御審議いただくものではないため、本日は傍聴を希望されている方がいらっしゃれば入室してもらいますが、よろしいでしょうか。

なお、今後審査内容が特定の個人に関する情報を取り扱う場合につきましては、その都度、委員の皆様にお諮りした上で、公開・非公開を決定していくこととなります。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局・佐藤係長

いらっしやいません。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

傍聴希望者はいらっしやいませんが、このあとに傍聴希望者が現れたときには、入室を許可いたしますので御了承願います。

それでは、議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料を御覧ください。「次第」1枚。それから、「委員名簿」1枚。それから、資料1といたしまして、令和元年7月19日付け内閣府政策統括官通知による「改正災害弔慰金法の施行について」の資料が17ページのもの。それから、資料2といたしまして、「朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例」全4ページになります。資料3といたしまして、「災害弔慰金・災害障害見舞金の概要ほか」全8ページでございますが、過不足等ございませんでしょうか。

それでは、本審査委員会設置後初めての会議でございますので、自己紹介をさせていただきたいと存じます。

まず、事務局から自己紹介いたします。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

福祉相談課長の佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局・佐藤係長

福祉相談課地域福祉係の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

○事務局・中村主事

福祉相談課地域福祉係の中村と申します。よろしく願いいたします。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

では、委員の方から、名簿順で自己紹介をお願いします。

○濱野委員

朝霞地区医師会で朝霞支部の副委員長をやっております、濱野と言います。開業している場所は朝霞台の駅の方で、僕は西弁財という所で、泌尿器科と内科の開業で今ちょうど11年目になりました。医師会に入って11年目です。

今回はですね、医師会長の方から直に命令が来ました。取りあえず、やることは弔慰金を決める委員会ということで、人の生死に関わることということなので医者が必要ということで、それでやって来ましたので、右も左もちよっと分かりませんが、務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

○岡本委員

弁護士の岡本です。よろしく申し上げます。

私は、事務所としては朝霞台の近く、東弁財で2014年の7月から、以前は浦和の事務所の共同経営者だったんですが、朝霞で独立ということで、こちらに参りました。

私自身、実は今現在、埼玉弁護士会の副会長でして、災害対策委員会の担当でもあります。今年度はコロナの関係でバタバタでしたが、以前、東日本大震災のときは、対策本部として逆に国に対して、こういう法律を作れという要望を、相談を受けた中から出てきた需要等を上げていたこともありまして、今回マンパワーのない委員会だったために、副会長を自ら推薦されて参りました。よろしくお願ひいたします。

○青木委員

栗山司法書士事務所の青木と申します。栗山事務所にいるんですけど、市役所の真ん前に事務所がありまして、もうそろそろ50年になるところで、私は途中で入ってまだ新しい方なんですが、お願ひいたします。

私の方はですね、登録を2年前にやったばかりなので、まだ新人でございます。

朝霞には、もう10年ぐらい住んでいて、災害ってなってますけど、災害が余りない土地というイメージなんですけれども、水が出るくらいかなと思っているんですが勉強します。お願ひいたします。

○三田委員

皆さん、こんにちは。朝霞市福祉部長の三田と申します。よろしくお願ひいたします。

青木委員からお話があった点、当然の疑問だと思います。これから事務局の方で説明をさせていただきたいと思っておりますが、とてもこの会議は重要な会議になります。ただ、イメージで言うと、どちらかと言うと不定期で急にやらないといけないというような会議なんです。ですので、今日事務局の方で説明があって、不明な点があれば是非質問していただいて、解消していただいて、今後の会議、開かれた会議のときには是非円滑に進めていきたいと考えております。今回、事務局ではなくて、行政の職員も委員として組織されていますので、私の方が代表して入らせていただいておりますので、是非よろしくお願ひいたします。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

ありがとうございます。

本来ならば、あとお一方、朝霞地区歯科医師会から小松先生が委員として委嘱をしておりますが、本日、急遽御欠席ということで御連絡がまいりました。

それでは議題に入る前に、本審査委員会の設置をする経緯について簡単に御説明させていただきます。

お手元の資料1を御用意してください。「改正災害弔慰金法の施行について」ということでございます。2ページをお開きください。2ページ下段の方の「(4) 市町村における合議制の機関」ということでございます。

この支給審査委員会は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部改正が、令和元年8月1日に施行され、市町村に災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることが規定されたことから、本市におきましても、令和2年3月に「朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例」を改正し、設置することといたしました。

ここで、新たに規定された災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項についてですが、後ほど、議題(2)で役割については説明いたしますが、9ページを御覧ください。

9ページ中ほど、「8 法第18条(市町村における合議制の機関)関係」、(1)趣旨でございますが、「法に基づき市町村が災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するにあたり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には、医師や弁護士等の有識者による審査会等を設置し、当該審査会における審査を経て判定しているところである。」と記載されてございます。

次に、続きまして、資料2の本市の条例を御覧ください。

災害弔慰金のこの法律を基に審査会を置くということを努力義務ということで法律で規定されたことから、資料2で「朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例」を変更いたしまして、今回の審査会を定めております。

第18条、3ページを御覧ください。

先ほどの法律を受けまして、本市におきましては、この審査委員会、委員5人以内で組織する。委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。(1)医師又は歯科医師、(2)弁護士又は司法書士、(3)市職員としてございます。医学的見地並びに法学的な見地、さらには市職員としての見地から、この委員会を組織いたしました。

また、第20条では、委員の任期は2年以内といたしまして、ただし、再任を妨げないとしてございます。

第19条では、委員会に委員長を置き、委員の互選によって定めると規定してございます。

以上が経緯となります。それでは、本日の議題に入らせていただきたいと思います。

◎3 議題 (1) 委員長の選出について

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

議題「(1) 委員長の選出について」になります。委員長は、委員の互選となっておりますが、立

候補、御推薦など、どなたかいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○三田委員

すみません。今日は委員の立場で発言させていただきますけれども、先程の事務局の説明の中で、本委員会の役割の部分で、自然災害に伴う死亡事例であったりということで、やはり、医学的見地、知見からのお話がどうしても中心になるのかなということもございますので、是非、濱野委員に委員長をお引き受けいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

濱野委員、いかがでしょうか。

○濱野委員

はい。分かりました。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

では皆様、濱野委員にお願いすることよろしいでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

ありがとうございます。

それでは、濱野委員には委員長席にお移りいただきまして、議事の進行を濱野委員長にお願いしたいと存じます。

○濱野委員長

皆様の御推薦なので、委員長を務めさせていただきます。濱野です。よろしく申し上げます。

それでは、議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

次の議題に入る前に、決めておくことが1点ございます。

朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例第19条第3項の規定により、「委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。」となっております。私の方から岡本委員を指名します。いかがでしょうか。

○岡本委員

どうぞよろしく申し上げます。

○濱野委員長

ありがとうございます。

◎3 議題 (2) 審査委員会の役割について

○濱野委員長

それでは次に、議題「(2) 審査委員会の役割について」、事務局から説明いただきたいと思いま

す。

○事務局・佐藤係長

それでは、議題「(2) 審査委員会の役割について」につきまして、恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

本審査委員会につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たり、災害による死亡又は障害であるか不明確な案件の因果関係等を調査・審議するため、条例に基づき設置をいたしました。

本市におきましては、現時点において、こうした調査・審議が必要な個別の案件は今のところございませんが、昨今の国内における地震や台風による甚大な災害の状況を考慮いたしますと、今後の新たな災害発生時への体制を整えておく必要があると判断いたしまして、本日、第1回目の会議を開催し、皆様にお集まりいただきました。

まず初めに、資料3の1ページを御覧ください。

こちらは、本審査委員会で御審議いただく災害弔慰金及び災害傷害見舞金支給制度の概要でございます。

まず、1実施主体は、条例に基づき朝霞市が行います。

2支給の対象となる災害は、暴風、豪雨、洪水、地震等の自然災害であって、市内において住居が5世帯以上滅失した災害、県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害、災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害となっております。

続きまして、3受給者ですが、まず災害弔慰金の場合ですが、市民が災害により市内又は市外で死亡したときに、その方の遺族に対し支給を行います。具体的には、死亡当時における配偶者・子・父母・孫・祖父母です。なお、これらの遺族がいない場合で死亡した方の死亡当時、その方と同居し又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給します。

次に、災害傷害見舞金の場合でございますが、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、重度の身体及び精神障害を受けたとき、具体的には、こちらに記載させていただいたとおりでございますが、両眼の失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上の切断等の障害を受けた方に対して、災害傷害見舞金を支給します。

続きまして、4支給額でございますが、災害弔慰金の支給額は、生計維持者の死亡では500万円。その他の方の死亡では250万円。災害傷害見舞金の支給額は、生計維持者の場合は250万円。その他の方では125万円となっております。なお、災害弔慰金及び災害傷害見舞金に要する

費用のうち、国が1/2を、県と朝霞市が1/4ずつを負担することとなります。災害弔慰金の支給は、自然災害による死亡、自然災害により重度の障害を受けたという事実に対して、市町村の措置として支給されるものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

こちらは、災害弔慰金の支給までの流れを表したものです。御遺族からの申出について、災害との関連性を具体的に検討するため、御遺族からの聴き取りや提出のあった文書、具体的には医師の診断書や戸籍、世帯の所得状況が分かる資料などから調査いたします。その上で、地震による建物の倒損壊や火災による死亡、洪水での水死など、災害により直接の死因若しくは障害が認定される場合については、本審査委員会で審査することなく、弔慰金及び見舞金を支給することとなります。

しかしながら、災害による直接の被害ではなく、例えば避難途中や避難後に死亡したケースなどの判定が困難で因果関係が明白でない場合の、いわゆる災害関連死として弔慰金を支給するのかの審査が必要な場合につきまして、本審査委員会に諮りまして御審議いただき、最終的には市が支給・不支給の判断をすることとなります。

では、実際に、今後皆様に御審議いただく災害弔慰金の支給についての審査、あるいは、災害傷害見舞金の支給についての、審査にあたっての審査基準や認定基準はどういうものかと言いますと、現在のところございません。災害関連死の認定を巡っては、現在まで国の統一的な認定基準はなく、被災した自治体はその都度、それぞれ有識者らの審査会において認定してきている状況でございます。自治体間で認定状況にばらつきがあるとの懸念もございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

こちらは、内閣府がまとめました平成28年、2016年に発生した熊本地震に係る被害の状況です。発災後3年近く経過した平成31年3月13日の発表によりますと、警察が検視により確認している死者数50人に対しまして、市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害が原因で死亡したものと認められたものは、4倍以上の215人に上っています。また、その後の大雨による被害のうち、地震との関連が認められた死者数も5人いらっしゃいます。

続きまして、4ページでございますが、この熊本地震に関連した死亡と認定された事例の一覧でございます。

読んでいきますと、「避難中の車内で74歳女性が、疲労による心疾患で死亡」、「78歳男性が、地震後の疲労等による心不全で死亡」、「83歳女性が、慣れない避難所生活から肺炎状態となり、入院先の病院で死亡」、「32歳男性が、地震による疲労が原因と思われる交通事故による死亡」、「43歳女性が、エコノミー症候群の疑いで死亡」、「88歳男性が、地震による栄養障害及び持病

の悪化等により死亡」、「83歳女性が、地震のショック及び余震への恐怖が原因で、急性心筋梗塞により死亡と推定」といった事例が挙げられております。

こうして見ますと、関連死の原因別では、地震のショック、余震への恐怖により肉体的・精神的負担や、避難所での生活を強いられたことによる肉体的・精神的不安であったり、ここに載せさせていただいている事例以外にも、医療機関の機能停止等による初期治療の遅れや、電気・ガス・水道等の途絶による肉体的・精神的負担、また、実際には自殺でも関連死に認定された事例もあったとのことです。

続きまして、5ページを御覧ください。

こちらは、熊本地震に伴い弔慰金を支給するにあたって、熊本市が対象者を認定するために定めた関連死の認定基準です。

この中でまず、2地震関連死の定義を定めておりまして、「地震関連死とは、平成28年熊本地震の影響、地震及びその後の余震に起因する家屋・家財の倒損壊、医療機関や介護施設等の機能低下・停止、ライフラインの途絶や交通事情等の悪化、避難生活、ストレスやショック、その他生活環境の変化などによる肉体的・精神的影響による負傷又は疾病、既往症の増悪などによる死亡で、地震と死亡との間に、相当因果関係が認められるものを関連死という。」としております。

また、3地震関連死の判定にあたっての基本的な考え方として、判定にあたっては、申出者による死亡に至るまでの経過を記した申立書に加え、医師の診断書や診療記録など、できる限り客観的な資料に基づいて、地震との関連性の有無について審査を行う。

また、個別案件を判断するにあたっての留意事項としまして、7ページ(2)、地震と自殺との関連性についてですが、ここでは故意であることだけをもって、一概に地震との関連性を否定するものではなく、地震による環境の変化が与えた精神的影響を十分に勘案した上で判断するものとするとしております。

最後に、8ページを御覧ください。

一昨年4月に、内閣府がまとめました「災害関連死の定義について」でございます。

ここでは、災害関連死とは、「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」と定義されたわけですが、具体的な認定基準につきましては、災害の種類や地域的な事情の違いなどから現在まで策定されていない状態でございます。依然として災害弔慰金を支給するか否かを自治体ごとに判定する仕組みは変わってございません。

今後、本審査委員会で個別の案件について調査審議いただく前には、まず、こうした判定基準・認定基準を策定し、皆様に御審議いただきたいと考えております。また、併せて皆様に調査審議し

ていただくために必要な資料についても、次回以降の会議の中で御審議いただきたいと考えております。説明は以上でございます。

○濱野委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明の中で、何か御質問、御意見はありますか。

私の方からなんですけれども、今回、熊本地震、地震による災害に関しては、こう具体的に書いてありますけれども、災害のほかにもいろいろありますので、災害の種類によっていろいろ決めていくとなると、すごく大変な作業になるような気がするんですけど。結局、何が起こるか分からないわけですね。災害、地震というものが起きました。台風が来るかもしれない、川の氾濫があるかもしれない。外環道を掘って穴が開いてしまった。あれは災害になるのかならないのか分からないんですけども、ああいうようなものとか。非常にこう、すごく複雑で難しいことを決めなくてはいけないんだなという印象があるんですけども。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

災害救助法が適用になるものが一応対象になります。最近では、平成30年に福井県の大雪の被害。大阪北部の地震。平成30年の台風7号、これ大阪のときの台風だったと思うんですけど、そのときも8府県98市町村が災害救助法が適用になったり。あと、最近では2年前にあった台風19号などで、今のところ外環道の掘削のものが該当することはないかと考えてございます。

○濱野委員長

災害救助法が適用された災害が支給対象になり、我々が調査審議していくということですね。

その他、どなたか質問とか御意見とか、ございますでしょうか。

○三田委員

今の説明に対して再確認ですが、まず自然災害というのが資料3の対象災害の2番にありますので、外環というのは入らないかなと思います。自然災害ですから。

あと、事務局に確認なんですけど、災害救助法が適用されるというもの以外にも、今ここに書いてあるとおり、例えば市内で住居が5世帯以上滅失した災害というのは、災害救助法の適用までいかない可能性もありますので、災害救助法は必須要件ではないということでもいいんですかね。

○事務局・佐藤係長

これとはまた別に、災害援護資金の貸付、そういった制度もあるんですけども、そちらについては災害救助法が適用された災害について、そういう制度が使えるというのはあるんですけども、今後こちらで御審議いただく災害弔慰金及び災害傷害見舞金については、災害救助法が適用されなくても、対象災害に該当するものであれば支給の対象になるということです。

○三田委員

ということよろしいですかね。

○事務局・佐藤係長

はい。

○岡本委員

例えば朝霞市内で5世帯以上が被害を受ける竜巻被害が生じた。そういう場合があり得ますよね。

○事務局・佐藤係長

大雨による洪水で家が流されてしまって、5世帯以上滅失したとか。

○岡本委員

洪水もありますね。確かに。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

何年か前もありました、糸魚川の大火災など、そういったものも対象となっております。

○岡本委員

そうですね。

○三田委員

もう1点だけよろしいですか。

朝霞市民の方が、例えばこの今回熊本で地震が起きたときに、たまたま旅行中でした。それでお亡くなりになった又はけがをされた、障害を受けたという場合も、あれは災害救助法の適用には確かなってたと思うんですけども、これに該当している場合には、朝霞市が弔慰金等を出すという考え方でよろしいんですよね。

○事務局・佐藤係長

この支給対象が市民がお亡くなりになったり、障害を受けたりというところですので、当然、朝霞市内で被害を受ける場合もありますし、市の区域外で被害を受ける場合もございますので、市民が被害を受けたものであれば対象となります。

○濱野委員長

市民に被害があった場合、申請、家族が申請するんですけど。申請があったときに、初めてそれに対してこの委員会が開かれるんですか。

○事務局・佐藤係長

警察の検視によってですとか、いわゆる直接死として原因が明らかな場合については、御遺族からの申請、申し出があった場合については、この審査会に諮ることなく、できるだけ早急に支給に

向けて手続してまいりたいと思います。

○濱野委員長

曖昧な場合は、これが開かれることになるのですか。

○事務局・佐藤係長

そうです。

○濱野委員長

それがいつ開かれるのかは分からないということですか。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

おっしゃるとおり、関連死の状況が直接なのか間接的かどうか我々でも判断がつかない場合は。

○濱野委員長

分かりませんよね。今、現時点で誰かが亡くなって、それがもしかして申請された場合、曖昧だった場合は、もしかしたら一か月後に開かれるかもしれないという可能性もあることですよ。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

おっしゃるとおりです。

○濱野委員長

分かりました。

○岡本委員

基本的には、開催しないで済むならばいい委員会ですよ。

○青木委員

遺族が申請となっていますけれども、その災害が起こったときに、役所側からこういったものがあるのを申請をお願いしますみたいな感じで、こちら側から言ったりするんですか。

○事務局・佐藤係長

国も当然周知徹底の義務がございますし、我々市町村であったり県であったりというところも、やはり、そこは丁寧に周知を。

○青木委員

該当する方は申請してくださいねという感じなんですね。

○事務局・佐藤係長

そうですね。周知は図りたいと考えております。

○青木委員

分かりました。

○三田委員

市内の災害の場合には亡くなった方というのはある程度、市役所としては把握できるから、できるだけ先ほど申し上げたように、遠くの遠方での災害の場合は、それこそ今、新聞報道もされないというのがありますよね。個人情報を守るために、氏名を発表するとかというのが問題になっているじゃないですか。そうすると、そこは御本人が言ってきていただかないとということにはなるんですかね。

○青木委員

例えば時効とかではないけど何年も前のものとか、これから請求とかもできるということですか。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

時効的なものは、ちょっと調べておりませんが。

○青木委員

災害から3年以内とかそういう。

○濱野委員長

すごい過去に引き戻って、それすごい大変ですよ。

○事務局・佐藤係長

ただ、さっきの熊本地震とかですと、やっぱり1年経っても2年経っても、まだそういう申し出があつて、関連死と認定されるケースが増えているようなので、やはり長期に渡る場合も。

数か月後とか半年後とか、1年後とかというのは十分にあり得ると思いますけれども、長期にわたると、やっぱりその辺の審査が難しくなってくるのかなというのはあると思います。

○青木委員

分かりました。

○岡本委員

被災直後は、なかなか申請できないので、少し災害自体が落ち着いて数か月経ったとかが多いかもしれないですね。被災直後は、被災者はそれどころではない。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

おっしゃるとおり、東北の震災の場合ですと、津波の影響で死亡が確認できない事例などもございますので、やはりその後、死亡が確認できたことで申請者も出てくるのかなと。おっしゃるとおり、何年も後でということはある話だと思います。

○三田委員

障害もそうですよね。障害という言葉もね、固定しないと基本的には障害ではないので、そうするとやっぱり1年治療して、もうこれ以上治らないよというところで申請という話になってくる。

だから逆に時効がないんでしょうね。

あと、もう一点だけすみません。先ほど委員長の方も御心配されていた熊本に関する資料、熊本の方の事例があったじゃないですか。基準で。その基準はこの委員会で定めるというよりは、個別の案件で死亡が特定されないとか、関連死だと特定されないとか、障害の程度が、まだ障害に至っていないんじゃないかとかいう、個別の事例で支給判断で迷ったものを個々に判断していくという。もちろん判断する基準があった方がいいよというのは基本レベル。基準を先に作っておくということではないのかな。ちょっとそこが技術基準として相当、基準そのものを先に作るというのが非常に難しいので、個別の案件としてやっていくのか。ちょっとその方向性だけでも。

○事務局・佐藤参事兼福祉相談課長

やっぱり災害の規模だとか地域によっての状況によっては、おっしゃるとおり違うものもござい
ますし、ただ、ある程度一定のものは決めておかないとという認識もあるのですが、その辺は申し
訳ございません。少し他市の状況とかを調べたうえで慎重に判断していければと思います。お時間
を頂きたいと思います。

○三田委員

大きい災害で申請対象が大きい場合だと、一定の基準がないとやっていけないというのはもちろ
んありますでしょうし、どんどん支給ができれば、特に基準がなくてもというのものもあるのかなと思
います。その辺は事務局の方にお預けいただきたいなど。

○濱野委員長

その他、よろしいでしょうか。

◎3 議題 (3) その他

○濱野委員長

続いて、議題「(3) その他」ですが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

なければ、事務局の方で何か連絡事項などありますか。

○事務局・佐藤係長

本日は誠にありがとうございました。

今年度の審査委員会の開催につきましては、今後個別の案件がなければ、本日をもって終了とさ
せていただきまして、現時点での次回の開催につきましては、令和3年度中を予定しております。
開催が決まりましたら、事前に委員の皆様には日時等を御案内させていただきますので、よろしく
お願いいたします。

以上でございます。

◎4 閉会

○濱野委員長

本日の議題が全て終了しました。これをもちまして、第1回朝霞市災害弔慰金等支給審査委員会を終了いたします。ありがとうございました。